

社労士会労働紛争解決センター香川申立費用及び謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社労士会労働紛争解決センター香川規程（以下「センター規程」という。）第14条第2項、第15条第2項及び第20条の規定に基づき、費用及び謝金の額、支払方法に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、センター規程及び社労士会労働紛争解決センター香川あっせん手続規程（以下「手続規程」という。）において使用する用語の例による。

(費用の種類)

第3条 あっせん手続に関して、当事者から徴収する費用は、次条の申立費用及び第5条の費用とする。

(申立費用)

第4条 申立人は、申立書をセンターに提出する際に、申立費用として金10,500円（消費税を含む。）を現金で納付しなければならない。なお、双方から申立ての場合の申立費用は、折半するものとする。

2 申立費用は、申立てを受理する旨の決定をした後は返還しない。ただし、手続規程第12条第3項の規定によりあっせん手続が終了したときは、郵送料その他の実費を控除した残額を申立人に返還する。

3 申立費用は、第6条の規定による減免がされた場合にはその全額又は一部の額を、申立てを不受理とする旨の決定をした場合にはその全額を返還する。

4 前2項に規定する申立費用の返還に要する費用は、申立人の負担とする。

(その他の費用)

第5条 手続に要する通訳及び翻訳、あっせん委員が出張したときの旅費、宿泊費、その他の費用については、費用発生時にあっせん委員が、当事者の意見を聴いて負担額及び負担割合を定めることとし、当事者は、これに従ってセンターに費用を現金で納付するものとする。

2 あっせん委員は、当事者が前項に規定する費用を負担する必要があるときは、あらかじめ、その旨を当事者に説明して、了承を得なければならない。

(申立費用の減免)

第6条 センター長は、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯その他の事情を勘案して、

申立費用の全部又は一部の支払いについて、運営委員会の承認を得て免除することができる。

(謝金等)

第7条 センターが、あっせん委員及びあっせん担当弁護士に支払う謝金は、次の各号に定めるとおりとし、あっせん手続が終了した後に支払うものとする。

- (1) あっせん担当弁護士にあっては、期日前準備（手続規程第20条第1項に定めるあっせんの事前準備）1回につき謝金11,111円（源泉所得税を含む。以下同じ。）
- (2) あっせん担当弁護士にあっては、あっせん手続きの期日における待機（手続規定第20条第2項）、または、あっせん手続の期日への出席（手続規程第20条第4項及び同条第5項）1回につき、平日午後5時までの場合は謝金11,111円、平日午後5時以降及び土曜日の場合は謝金22,222円（源泉所得税を含む。）
- (3) 事案の性質上処理困難な場合、または、拘束時間が3時間を超える場合は、センターとあっせん担当弁護士が協議の上前号の額を増額する。
- (4) あっせん手続の期日における、あっせん委員（あっせん担当弁護士を除く。）としての出席1回につき謝金11,111円

2 あっせん委員及びあっせん担当弁護士があっせん手続の期日に出席するために要する交通費は実費を支給するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃については、県会理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月11日（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の認証を取得した日）から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月21日から施行する。

(申立費用の経過措置)

第2条 第4条に規定する申立費用は、平成24年4月21日から平成26年4月20日までは無料とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年 5月18日から施行する。

(申立費用の経過措置)

第2条 第7条第1項に規定するあっせん委員及びあっせん担当弁護士に支払う謝金については次のとおりとする。

- (1) あっせん担当弁護士にあつては、期日前準備(手続規程第20条第1項に定めるあっせんの事前準備)1回につき謝金10,000円(源泉控除後の金額とする。以下同じ。)
- (2) あっせん担当弁護士にあつては、あっせん手続きの期日における待機(手続規定第20条第2項)、または、あっせん手続の期日への出席(手続規程第20条第4項及び同条第5項)1回につき、平日午後5時までの場合は謝金10,000円、平日午後5時以降及び土曜日の場合は謝金20,000円(源泉控除後の金額とする。)
- (3) 事案の性質上処理困難な場合、または、拘束時間が3時間を超える場合は、センターとあっせん担当弁護士が協議の上前号の額を増額する。
- (4) あっせん手続の期日における、あっせん委員(あっせん担当弁護士を除く。)としての出席1回につき謝金10,000円(源泉控除後の金額とする。)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(消費税変更による申立費用の改定)

第2条 第4条に規定する申立費用を、金10,000円(消費税は別)とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月21日から施行する。

(申立費用の経過措置)

第2条 第4条に規定する申立費用は、平成26年4月21日から平成28年4月20日までは無料とする。